

社会福祉法人大阪市西淀川区社会福祉協議会  
平成25年度大阪市寝具洗濯乾燥消毒サービス事業仕様書

1 業務名

西淀川区社会福祉協議会 大阪市寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

2 期間

第1回 平成26年2月17日（月）から平成26年2月28日（金）まで

3 業務対象者

西淀川区全域

4 業務内容

西淀川区社会福祉協議会寝具洗濯乾燥消毒サービス事業を受託する業者（以下「乙」という）は事業を委託する社会福祉法人大阪市西淀川区社会福祉協議会（以下「甲」という）が指定した対象者に対し、寝具（掛布団、敷布団、毛布）の丸洗いサービスを行う。具体的な内容は次のとおりである。

- (1) 受注
- (2) 調整
- (3) 洗濯・乾燥消毒
- (4) 回収・納品
- (5) 負担金の徴収
- (6) 報告・請求
- (7) 情報管理

5 具体的業務内容

(1) 受注

甲から「寝具洗濯乾燥消毒サービス事業対象者一覧」（別紙1）を業者あて送付することにより、発注を行う。

(2) 調整

発注を受けた乙は、対象者と寝具の回収・納品日時等の連絡調整を電話等により行うこと。

また、対象者等との調整により、日時、時間の変更がある場合には、遅延なく実施すること。

なお、代替寝具の利用がある場合、レンタルにかかる費用は対象者の負担となる旨を説明すること。

(3) 洗濯・乾燥消毒

洗濯品目については、掛布団、敷布団、毛布の3種類とする。

洗濯については、寝具を工場に持ち帰り洗濯を行う。

洗濯を行う間、替えの寝具がない場合はレンタルを行う。

また、洗濯方法については、丸洗いとする。

乾燥消毒については、乾燥及び消毒（滅菌）作業を行う。

(4) 回収・納品

乙は、対象者の自宅に訪問し、寝具の回収及び納品を行う。

回収時には、シーツ・布団カバー等の包布は取り外して回収を行う。

納品時には、個々にビニール袋詰し納品すること。

寝具の回収から納品の期間をできるだけ短期間に行うこととし、少なくとも1週間以内には納品を行うこと。

利用者の状況に応じ納品場所の配慮をすること。

(5) 自己負担金の徴収

自己負担金の徴収については、別途協議する。

(6) 報告・請求

乙は、事業実施回単位で報告するものとし、事業実施後10日以内に対象者から受領した納品書・受領書と「寝具洗濯乾燥消毒サービス事業実績報告書」を甲に提出すること。

甲で履行確認が終了次第、乙に連絡するので、速やかに請求書を提出すること。

(7) 情報管理

本事業については、個人情報を取り扱うため、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、大阪市個人情報保護条例の趣旨を踏まえ、各条項の規定を遵守し、また、受託者の従業員にも各条項の規程を遵守させ、次に掲げる個人情報保護の措置を講じること。

- ・本業務に係る個人情報については、第三者への提供を禁止する。
- ・本業務に関して取得し、又は作成していた個人情報が記録されている文書、図面又は電磁的記録の複写及び複製を禁止すること。
- ・本業務を受託し、又は受託していた業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知りえた個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的の利用について、禁止すること。
- ・必要に応じて、甲の職員による立入り検査を受けること。

6 再洗濯

納品の段階において汚れが落ちていないものについては、再度洗濯を行うものとする。なお、その場合の費用は乙の負担とする。通常の洗濯範囲において落としきれない汚れが残った場合は、対象者にその旨を説明し、了承を得ること。

7 紛失、破損

洗濯取扱いによる紛失は実費代償とする。なお、乙の責により破損のあった洗濯物について、対象者から修繕の申し出があったものについては、乙が修繕し費用を負担するものとする。また、修繕が不可能な場合は実費弁償とする。また、乙の責でない旨を主張する場合の証明は、乙の負担において行うこととする。

8 備品・機材等

事業実施に必要な備品・機材等にかかる費用は、すべて乙の負担とする。

9 洗濯予定数

(1) 洗濯 (丸洗い)

- ・布団類 (掛布団、敷布団) . . . . . 200枚
- ・毛布 . . . . . 100枚

(内訳)

	洗 濯 (丸洗い)	
	布 団 類 (掛布団・敷布団)	毛 布
1回目	200枚	100枚

ただし、数量は予定数であり、甲の都合により増減することがある。

10 特記事項

- (1) 本業務の受託者については、「大阪市入札参加資格登録業者」に限る。
- (2) 仕様書記載の年間予定数量をもとに総額を算出のうえ応札すること。
- (3) 落札決定後、事業請負見積書 (別紙2) を提出すること。
- (4) 契約単位は、事業請負見積書 (別紙2) の単価とする。
- (5) 寝具などのレンタル料金については200円以内とする。
- (6) 受託者は、本事業にかかる処理などを他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、後納承諾を得たときは、この限りではない。
- (7) 本事業の執行については、関係法令及び区社協各種規程等を遵守し適切に行うこと。
- (8) 大阪市暴力団排除設置要綱を遵守すること。
- (9) その他、この仕様書に疑義が生じた場合は、甲乙協議とするものとする。

11 担当者

社会福祉法人大阪市西淀川区社会福祉協議会

住所：〒555-0013

大阪市西淀川区千舟2-7-7

電話：06-6478-2941

担当：福祉企画担当 高島

## 特 記 仕 様 書

### 1. 暴力団等の排除について

- (1) 乙が、この契約の履行期間中に大阪市暴力団等排除措置要綱（以下「要綱」という。）に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除することがある。
- (2) 乙は、入札等除外措置を受けている者又は要綱別表各号の措置要件に該当する者（以下「入札等除外措置を受けている者等」という。）に、この契約の全部又は一部について下請負（二次以降の下請負を含む。以下同じ。）をさせ、若しくは受託（二次以降の受託を含む。以下同じ。）させてはならない。また、入札等除外措置を受けている者等を保証人としてはならない。  
また乙は、この契約の下請負若しくは受託をさせた者（以下「下請負人等」という。）また、保証人が、契約履行確認中に入札等除外措置を受けた場合は又は要綱別表各号の措置要件に該当すると認められた場合は、速やかに下請負人等と契約を解除し、又は保証人の変更をしなければならない。
- (3) 乙は、この契約の履行にあたり暴力団員等から工事妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約にかかる本誌監督職員若しくは検査職員又は該当事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届け出を行わなければならない。また乙は、下請人等が暴力団員等から不当介入を受けたときは、該当下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察へ届出を行うよう、指導しなければならない。これらを怠った場合には、指定停止措置を行うことがある。
- (4) 乙は（3）に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (5) 甲及び乙は、暴力団員等からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、遅行内容の変更のその他必要と認められる措置を講じることとする。

（平成25年4月1日）